

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

○ 条例  
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

## 条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県条例第一号

#### 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十三年福島県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第三号中「児童相談所」を「障がい者総合福祉センター」に、「児童福祉法」を「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）」に改め、同項に次の一号を加える。

五 児童相談所に勤務する職員が児童福祉法又は児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の規定により、要保護児童等に面接して行う判定、指導又は相談の業務に従事したとき。

第二十条第二項中「六百十円」を「九百六十円」に改める。

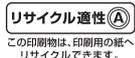
附則第七項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）」に改める。

### 附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例（第二十条第一項第三号の改正規定、同項に一号を加える改正規定及び同条第二項の改正規定に限る。）による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和二年四月一日から適用する。  
（保健福祉等特殊業務手当の内払）
- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された保健福祉等特殊業務手当は、改正後の条例の規定による保健福祉等特殊業務手当の内払とみなす。  
（人事委員会規則への委任）
- この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（人 事 課）



再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,560円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一 印刷